

令和7年度定例監査重点事項実施結果

定例監査を効果的に行うため、次のとおり重点事項のテーマを定め監査を実施した。

1 重点事項のテーマと目的

(1) テーマ

業務委託契約に係る事務処理は適切に行われているか。

(2) 目的

民間への業務委託は、民間特有の資源・能力の活用により、県行政の効率的な業務運営等が期待されるとともに、その業務委託の内容は広範囲にわたり、県の施策を推進する上でも重要な役割を担っていることから、適正かつ公正に執行される必要がある。

令和6年度の定例監査においては、業務委託契約事務について、契約書の記載内容や再委託等に係る不適切な事務処理があった。

このため、業務委託契約に係る事務処理を重点的に監査することにより、その適正化を図るとともに、地方自治法第150条の規定に基づき知事が実施する内部統制の効果的な運用に寄与することとする。

2 監査の実施状況

(1) 監査実施期間

令和7年4月17日～令和8年1月16日

(2) 監査の着眼点

- ア 契約の方法、金額、時期等は適切か。
- イ 契約書の記載は適切か。
- ウ 再委託をする場合の承認手続等は適切か。
- エ 契約書等に基づく履行確認は適切か。

(3) 監査方法

- ・重点事項の監査は、定例監査に併せて行い、原則として監査対象を精査（全部又は一部の範囲にわたり精密に調査）する。
- ・事前に重点事項調書の提出を求め、予備監査時に、当該調書の記載内容について確認し、重点事項確認票により職員から聴取する。
- ・重点事項調書及び重点事項確認票は、監査結果復命書に添付して報告する。

(4) 監査対象事務

令和6年度に行った業務委託契約に係る事務
(公共工事に係る業務委託契約を除く)

3 監査結果

(1) 業務委託契約の状況について

契約件数が多いことから、監査対象機関に対して、次の条件で抽出調査を行った。

- ア 予定価格が10万円以上の随意契約（単独）及びプロポーザル方式（1者参加）がない場合は、令和6年度分の実績金額の大きい順に5件までを抽出。
- イ 予定価格が10万円以上の随意契約（単独）又はプロポーザル方式（1者参加）がある場合は、実績金額の大きい順に2件までを抽出、その他実績金額の大きい順に合計5件までを抽出。

(公共工事に係る業務委託契約を除く)

令和6年度においては、209機関（本庁87機関、かい122機関）で業務委託契約が行われており、抽出調査した内訳は次のとおりであった。

（単位：円）

区 分	件 数	金 額
(1) 予定価格10万円以上の単独随意契約	373	3,975,961,614
(2) プロポーザル方式（1者参加）	43	859,638,441
(3) (1)(2)以外の契約	511	2,997,542,238
合 計	927	7,833,142,293

※ 抽出調査を行った重点事項調書の件数及び金額の集計値

（2）業務委託契約に係る事務処理について

業務委託契約に係る事務処理は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善を要する事項が認められた。

- ア 予定価格が10万円以上の単独随意契約の理由が明確でないもの。
- イ 見積書を徴していないもの。
- ウ 再委託の承認手続が取られていないもの。
- エ 委託料の支払いが遅延し、遅延利息が発生していたもの。
- オ 契約書の作成を省略し請書を徴収していたもの。
- カ 契約書の記載内容等に不備があるもの。
 - ・履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていないもの。
 - ・支払遅延に関する条項が設けられていないもの。
- キ 契約書に定められている仕様書、特記事項が添付されていないもの。
- ク 契約書、仕様書、特記事項等で定められた提出書類が不履行のもの。
 - ・個人情報取扱に関するセキュリティ責任者及び作業従事者を明示した書面
 - ・情報セキュリティに関するセキュリティ責任者及び作業従事者を明示した書面

4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

（1）業務委託契約における個人情報保護及び情報セキュリティ対策について

委託事業者からの個人情報保護及び情報セキュリティの責任体制の報告については、制度所管課より令和3年3月12日付け「委託事業者等からの責任体制の報告の徹底について」で通知されている。しかし、責任者及び作業従事者の氏名・役職等が書面上明らかにされていない事例が数多く見受けられた。

責任者及び作業従事者を明確にすることは、契約上の責任体制を整理するのみならず、個人情報保護及び情報セキュリティ対策の実効性を確保する上でも極めて重要である。特に、個人情報

を取り扱う業務においては、安全管理措置の一環として、「取扱いに従事する者の明確化」「権限を付与する者の特定」「不正利用・漏えい防止のための管理」が求められており、これらの者が書面により特定されていないことは、適正な管理体制の確保を妨げる要因となる。

また、情報セキュリティの観点からも、事故発生時の責任区分及び連絡系統の確立において、作業従事者の特定は不可欠であり、書面による明確化がない場合には、情報漏えい時における初動遅延等のリスクが高まる恐れがある。

このため、契約締結時には、委託事業者からの責任者・作業従事者に係る書面提出の徹底を図るとともに、業務内容の変更や作業従事者の交代が生じた場合においても、速やかな書面での報告を義務付け、確実に管理する体制の整備に努められたい。

(2) 延滞違約金条項及び支払遅延に関する条項の未整備について

業務委託契約書における、延滞違約金条項及び支払遅延時の取扱いを定めた条項が設けられていない事例が数多く見受けられた。

言うまでもなく、契約における遅延・不履行への対応をあらかじめ規定することは、契約の実効性を担保し、公金の適正な支出と債権管理の適正化を図る上で重要である。

しかしながら、業務委託契約の締結時期が年度当初に集中していることから、契約書の内容を十分に確認せず、前年度の様式をそのまま使用している事例など、契約事務が形骸化している状況が見受けられる。

このため、文書キャビネットに掲載されている関係規程や制度所管課通知等を改めて確認するなど、契約書の整備を図るとともに複数チェックを含めた確認体制の強化を図ることにより、必要な条項が漏れなく記載されるよう、適正な契約事務の遂行に努められたい。